

(案)



岡地労審発第 号
令和4年3月28日

岡山労働局長

内 田 敏 之 殿

岡山地方労働審議会

会長 妻 鹿 安 希 子

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について（答申）

本審議会は、令和3年9月30日付け岡労発基0930第2号をもって諮問のあった標記最低工賃の改正決定について、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、本日、別紙のと通りの結論に達したので、地方労働審議会令第6条第7項に基づき、答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部 会 長 土 岐 将 仁 岡山大学学術研究院社会文化科学学域
准教授

部会長代理 寺 山 倫 代 弁護士
富 永 優 子 社会保険労務士

家内労働者代表委員

難 波 浩 一 連合岡山 事務局長
池 田 英 子 (有)C・Pプロウセス 家内労働者
岡 本 真美子 (有)C・Pプロウセス 家内労働者

委託者代表委員

脇 本 靖 岡山県中小企業団体中央会 専務理事
市 川 弘 二 矢崎部品株式会社新見工場 製造部部长
松 王 昇 (有)C・Pプロウセス 代表取締役

次の岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること。

1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る先ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額 (注)
先ハメ	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 37 銭
		20センチメートルを超え 50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43 銭
		50センチメートルを超え 2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 61 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 28 銭
		15センチメートルを超え 30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 41 銭
		30センチメートルを超え 50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 56 銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 66 銭

(注)「先ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう

4. 効力発生の日

令和4年7月1日